

電子図書館と著作権

ー近代デジタルライブラリー事業における明治期刊行図書の著作権処理ー

酒井 剛（国立国会図書館）

1 近代デジタルライブラリー

（1）近代デジタルライブラリーとは

英語名称：Digital Library from the Meiji Era（明治時代からのデジタル図書館）

明治期以降に刊行され、国立国会図書館が受け入れた図書をインターネット上で提供するシステム

（2）公開点数

約 97,000 タイトル（約 143,000 冊）約 1,490 万コマ（平成 19 年 11 月現在）

（3）提供する情報

書誌情報、目次情報、本文情報（本文情報は画像）

（4）アクセス

<http://kindai.ndl.go.jp/>

2 関連する著作権

（1）複製権（著作権法第 21 条）

著作物をデジタル化する。

（2）公衆送信権（著作権法第 23 条第 1 項）

著作物をデジタル化したものをインターネット等で配信する。

（3）著作権者不明等の場合における著作物の利用（著作権法第 67 条第 1 項）

相当な努力を払っても著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託して著作物の利用ができる。

3 明治期刊行図書著作権処理の経過

- ・対象資料

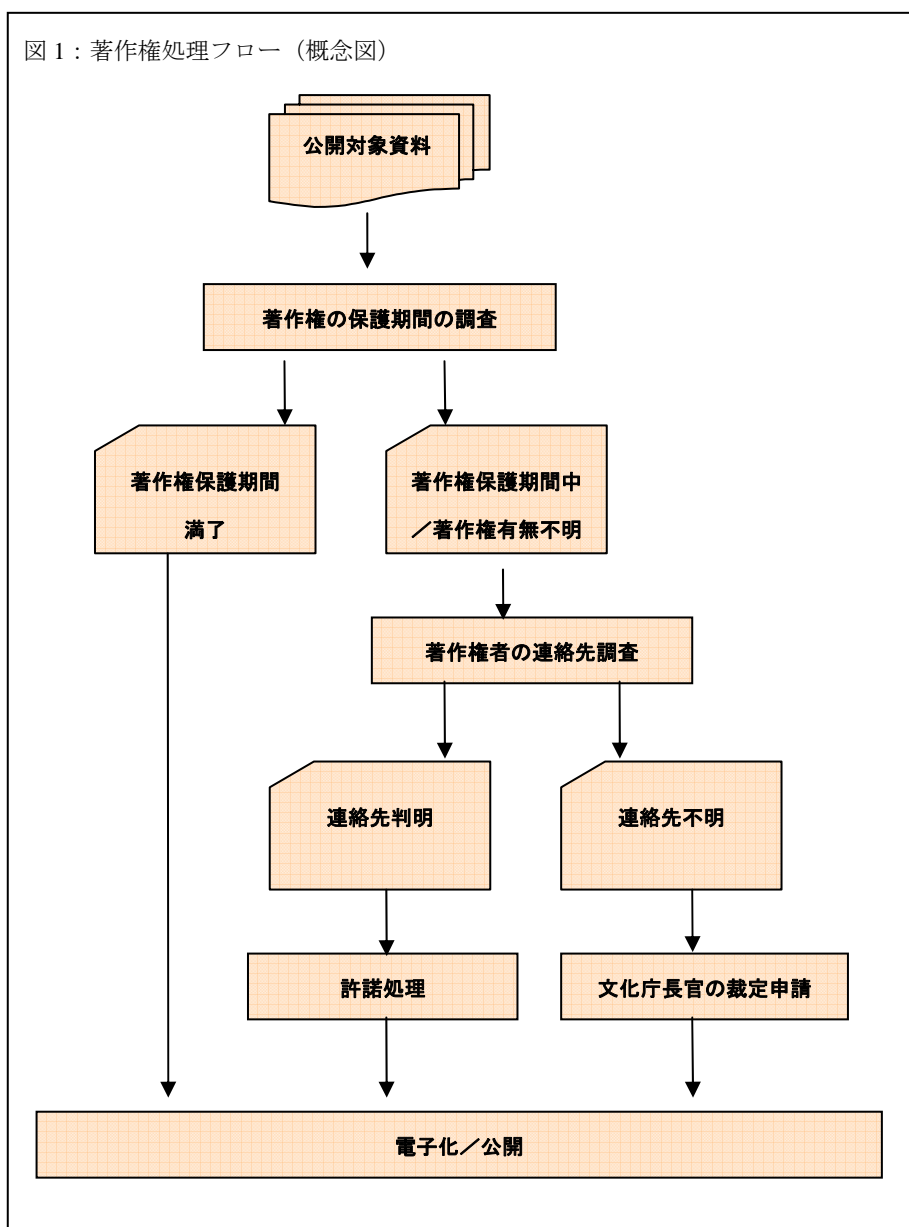
106,099 タイトル (156,236 冊) (国立国会図書館所蔵の明治期刊行図書)

- ・処理期間

平成 12 年度～17 年度

著作権処理の流れは図 1 のとおり。

図 1：著作権処理フロー（概念図）



解説と補足

- ◇ 送付した許諾状が不達で返送されてきたものは連絡先調査に差し戻す等の変則的な作業も発生した。
- ◇ 著作権処理に当たっては、著作権者の連絡先、情報提供者の連絡先等の個人情報を扱うことが多いため、それらのセキュリティ対策も万全を期すように心がけた。

(1) 著作者の洗い出し (平成 12 年度～平成 14 年度)

標題紙、奥付、背、表紙等に記載される著作者のほか、序文、後書き、挿絵及び題字など当該資料に含まれるすべての著作物とその著作者について洗い出しの漏れがないよう注意した。

調査結果 洗い出された著作者 70,202 名

(2) 著作権の保護期間の調査 (平成 12 年度～平成 14 年度)

著作物の著作権の保護期間を確認するために、次の方法により著作者の没年を調査した。この没年調査は、著作権保護の対象となるすべての著作者が対象となる。なお、団体名義の著作物及び昭和 31 年末までに発行された写真の著作物の著作者と、無名・変名の著作者(*1) についての没年調査は不要である。(「解説と補足」参照)

調査方法は次のとおり。

- ①一般的な人名事典等の調査
- ②著作者の活動分野や出身地又は著作物の発行地等に関する人名事典等の調査
- ③インターネット上のデータベース等の調査

解説と補足

- ◇ 次の点を考慮した。
 - ・著作物が著作権保護の対象かどうか注意到注意する。憲法、法律等は著作権法の保護対象外となる。
 - ・別名や筆名でも併せて調査を行った。
 - ・同姓同名でも別人である可能性がある。著作物の刊行年、著作物の内容、著作者の経歴等を照らし合わせて判断した。
 - ・著作物や著作者によって、それぞれ著作権保護期間が異なる場合がある。

<主な著作権の保護期間>

実名の著作物	著作者の没後 50 年 (戦時加算対象国の著作者であればプラス加算年 (*2))
無名・変名の著作物	公表後 50 年 (周知の変名は実名の著作物と同様)
団体名義の著作物	公表後 50 年
昭和 31 年末までに発行された写真の著作物	公表後 13 年 (現在はすべての著作物が著作権保護期間満了)

- ・奥付や標題紙等に、「故〇〇」等の標記があれば、没年が不明であっても著作物の発行時点から 50 年 (戦時加算対象国の著作者であればプラス加算年) 以上経過している場合は、その著作者に関しては著作権保護期間を満了しているとみなした。

調査結果	調査対象となる全著作者数	70,202名
	没年が判明した著作者数	16,969名
	(そのうち保護期間が満了している著作者数	16,298名)

(3) 著作権者の連絡先調査 (平成 15 年度、平成 16 年度)

著作権の保護期間中または著作権の有無不明の著作物の著作権者について、当該著作物の利用に関する許諾を得るために、次に掲げる方法により著作権者の連絡先を調査した。

- ①一般的な人名事典等による調査
- ②著作者の活動分野や出身地又は著作物の発行地等に関する人名事典等による調査
- ③インターネット上のデータベース等による調査
- ④著作者の活動分野と同じ分野で活躍する研究者に情報提供を依頼
- ⑤著作物の発行者に情報提供を依頼
- ⑥著作者の出身地の公共図書館、公文書館等に情報提供を依頼
- ⑦著作者の出身地又は著作物に記載された著作者の住所を管轄する公共機関 (市町村役場等) に情報提供を依頼
- ⑧著作者の肩書きから判明する所属機関・団体等に情報提供を依頼
- ⑨著作物の主題に関連する機関・団体等に情報提供を依頼

解説と補足

- ◇ ④～⑨は外部への調査依頼である。この調査の回答は、文化庁長官の裁定申請 ((6) 参照) の際の疎明資料ともなるため、特に次の必要事項を盛り込んでおいた。また、不明の場合も「不明であること」自体が疎明資料となるため、必ず回答を返送してもらうようにした。
 - ・回答者の氏名・連絡先・所属機関等
 - ・回答日
 - ・著作者のデータ (著作者の肩書き、著作物の題号等調査のヒントになるもの)
 また、照会を行う際は、その機関 (あるいは研究者等) に問い合わせた根拠をデータに記載しておいた。
- ◇ 著作権者の現住所だけでなく、著作者の刊行当時の住所や旧住所等も記録した。これは、⑥や⑦の調査を行うためである。
- ◇ 団体名義の著作物で公表後 50 年経過していない著作物は、その団体の連絡先を調査する。(明治期著作権処理の著作物は、すべて 50 年を経過しているため不要)

調査結果	連絡先が判明した著作者数	約 480 名
	没年が判明した著作者数	約 1,400 名

(そのうち保護期間が満了した著作者数 約 990 名)

(4) 公開調査 (平成 15 年度～平成 17 年度)

著作権保護期間中または著作権有無不明の著作物の著作者について、(2)～(3)の調査で没年あるいは連絡先が判明しなかった場合は、これらの情報について広く一般に提供を求める公開調査を、国立国会図書館ホームページ上で実施した。

解説と補足

- ◇ インターネットを介しての情報提供の場合は SSL 等の暗号化方式 を用いる。
一般の人から情報を提供してもらう場合は、情報提供者の個人情報が守られるよう配慮する。

調査結果	連絡先が判明した著作者数	83 名
	没年が判明した著作者数	711 名
	(そのうち保護期間が満了した著作者数	642 名)

(5) 許諾処理 (平成 15 年度、平成 16 年度)

連絡先が判明した著作権者に対し、著作物の利用許諾依頼状を送付し、回答を得た。著作権者に次の文書を送付した。

① 依頼状

事業内容と著作物の利用方法を説明した。利用方法については分かりやすく具体的に記載した。

② 許諾状

許諾の応否、著作権者の氏名・押印 (外国人の場合は署名)・連絡先・許諾日付の欄を設けた。

③ 著作物リスト

リストから漏れたものは許諾を得たことにならないため、別名での著作物も含め、すべての著作物について記載した。

解説と補足

- ◇ 団体名義の著作物で公表後 50 年経過していない著作物も、同様に許諾処理を行う。
(明治期著作権処理の著作物は、すべて 50 年を経過しているため不要)
- ◇ 著作権者から許諾しない旨の回答があった場合はその著作物を利用しない。
- ◇ 著作権者に使用料を支払う必要がある場合は、文化庁長官の裁定による補償金額 ((6) 参照) が参考になる。

処理結果	許諾依頼状の送付数（著作権者数）	442 件
	許諾	315 件
	非許諾	10 件
	回答保留	29 件

(6) 文化庁長官の裁定申請（平成 16 年度、平成 17 年度）

(2)～(5)の作業を経てなお著作権者の連絡先が不明の著作物および著作権の有無が不明の著作物について、文化庁長官の裁定を申請した。

相当な努力を払っても著作権者の連絡先が不明の場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託して著作物の利用ができる（著作権法第 67 条第 1 項）。裁定に当たっては、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出する（著作権法施行令第 8 条）。手続きの詳細については文化庁のサイト上で「著作権者不明等の場合の裁定制度」(<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-1/index.html>)が公表されている。

○申請書の記述事項

- ①申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人の氏名
- ②著作物の題号及び著作者名
- ③著作物の種類及び内容又は体様
- ④著作物の利用方法
- ⑤補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- ⑥著作権者と連絡することができない理由

○申請書の添付書類

- ⑦申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料。
- ⑧著作権者と連絡することができないことを疎明する資料。
- ⑨申請に係る著作物が公表され又は相当期間にわたり公衆に提供され、又は提示されている事実が明らかであることを疎明する資料。

解説と補足

- ◇ ⑦と⑨には資料の一部（標題紙、奥付等著作者名が記載されている箇所）のコピーを充てる。⑧には、外部機関等への照会の回答文書を充てる。⑨には当該資料の書誌データを付し、相当期間にわたり公衆に提供されている事実について疎明を行う（「出版」等により公表されたことを示す）。
- ◇ 申請に当たっては、事前に文化庁と協議を行う。その際、補償金額の算定式案を提示する。算定式は行おうとしているサービスの形態によって異なるため、類似のサービスを参考に案を作成する。
- ◇ 再申請が必要になる場合もあるので、事前の協議で裁定の有効期間についても確認する。

処理結果	著作物数 72,583 件
	著作者数 38,794 件
	補償金額 著作物 1 件（5 年間利用）あたり 51 円

(7) 公開に関する留意点

著作権保護期間中の著作物を公開する場合において、「著作権法上認められる範囲（私的利用のための複製等）を超えて利用する場合は、著作権者の許諾を得る必要がある」ということを明示した。

また、文化庁長官の裁定を受けて公開している著作物については、著作権法第 67 条第 2 項により、裁定を受けた旨とその裁定のあった年月日を明示した。

解説と補足

◇ 著作権者から許諾を得る際に、「閲覧は許可するがプリントアウトは許可しない」、「ダウンロードは許可しない」等の条件が提示される場合があった。無断使用に対して心理的な抑制効果がある電子透かしの導入や、プラグインに著作権保護機能を実装して印刷・保存を制御することを系統的に可能にしておく。

4 明治期刊行図書著作権処理の結果

- ・対象資料 106,099 タイトル (156,236 冊)
- ・著作物数 194,257 件
- ・著作者数 72,730 名 (*3)

(著作者数 72,730 名のうち)

- ・著作権保護期間が満了した著作者数 20,141 名
- ・著作権保護期間中の著作者 777 名
- ・著作権有無不明の著作者 51,712 名

(保護期間中+有無不明 52,489 名のうち)

- ・連絡先が判明しなかった著作者数 52,185 名
- ・文化庁長官裁定を受けた著作者数 38,794 名

- ・利用が可能になったタイトル数 約 89,000 タイトル (約 127,000 冊)

5 その後の計画

大正期刊行図書の著作権処理を開始（平成 17 年度～）

- ・平成 19 年 7 月に一部公開（著作権保護期間が満了した資料）
約 7,200 タイトル（約 15,700 冊）

（注）

- *1 「変名」の一例としては「某中尉」等のもののほか、姓のみ又は名のみ表記のもの、イニシャル表記のもの等が挙げられる。なお、「夏目漱石（＝夏目金之助）」等の周知の変名の場合は没年調査の対象となる。
- *2 平和条約に基づき定められたもので、連合国民が第 2 次世界大戦以前か大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間を加算して保護しなければならない。（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律）
- *3 団体著作者約 4,500 機関を含む。3（1）と（2）の 70,202 名より約 2,500 名増加しているのは、平成 15 年度以降の著作権処理作業時に資料の再確認を行った際に、新たに著作者が洗い出されたことによる。

（参考文献）

- ・国立国会図書館関西館事業部電子図書館課『国立国会図書館資料デジタル化の手引き』（平成 17 年 11 月）
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitalguide.html>
- ・関西館事業部電子図書館課「近代デジタルライブラリー事業における明治期刊行図書の著作権処理の結果について」（『国立国会図書館月報』542 号，2006 年 5 月，pp.2-6.）
<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/geppo/pdf/geppo0605.pdf>

(参考資料)

著作権法（抄）（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

(無名又は変名の著作物の保護期間)

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。

二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。

三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

(団体名義の著作物の保護期間)

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物はその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続

期間に関しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(著作権者不明等における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。